

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羽生市長 河田 晃明

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 羽生市 (11216) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 手子林地区 (音無・上八・辻・新田・神明・西・東・前・前の二・後・川面・本村・町八・竹田・合羽・中村・笹良・北耕地・下新井・藤間・永井・北荻島上・北荻島下・天神塚・八幡前・八反・新田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和8年3月11日 (第3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

| |
|--|
| <p>【現状】主な作物:水稲 農業を担う者:認定農業者等37人、利用者28人 ★農業者の高齢化や担い手不足が進んでいる ★地域内各地区で換地方式による基盤整備事業が行われ、作業効率が上がった ・多面的機能支払交付金事業を活用した活動組織「神鳥荻島の環境を守る会」「中手子林環境改善組合」「シン・てこばやし環境を守る会」「神戸町屋の環境を守る会」がある ・基盤整備を行った地区ごとに揚水機場管理組合や土地改良区が組織されており、比較的水利条件の整ったほ場が多い</p> <p>【不安や課題】 ★後継者がおらず、自分が離農した時に次の耕作者が見つかるか不安 ★農地が分散しており、作業効率が悪い ・他地区と比較して賃借料が高い傾向にあるため、経営の圧迫に繋がりがかねない</p> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

| |
|--|
| <p>1 主要作物は、水稲 2 新規就農者や若手農業者・地区外の担い手等、規模拡大に意欲的な者への農地集積を行う 3 規模拡大を希望する農業者の把握・共有を行う 4 農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを増やす 5 ほ場に面している農道・水路・法面及び畦畔の管理については、近隣ほ場や他の耕作者の営農に支障が出ないよう、原則、当該ほ場を耕作している耕作者にて適切な管理を行う</p> |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 398 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 349 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

| |
|--|
| <p>農業振興地域内における「現況農地(一般田・一般畑)」を地域計画対象農地とする。 ※農業振興地域外の農地・現況地目が農地ではない農地・開発予定区域内の農地は、地域計画策定範囲に含まない。</p> |
|--|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 分散ほ場の課題解決に向け、定期的な協議の場における経営体間の話し合いを通じて、農地の集積・集約に取り組む。羽生市遊休農地解消対策事業費補助金を活用した畦畔除去を行い集積を行う。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 相対による農地貸借(口約束も含む)を段階的に農地中間管理事業へと移行し、地域全体として農地中間管理事業の活用を推進する。 農地中間管理機構を通じた農地貸借の定着を図り、今後も継続して耕作状況の見える化を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 【実施済み】 ・神鳥荻島土地改良事業(S52~55) ・手子林第一土地改良事業(S62~H9) ・神戸・町屋土地改良事業(H1~H9) ・手子林第二土地改良事業(H8~H16) ・手子林第三土地改良事業(H18~H30) |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 加須農林振興センター及び羽生市農政課において新規就農相談を受けた際には、地元農業者と連携して農地の斡旋や指導者の選定、アフターフォローを行うなど、地域一体となって新規就農者の定着に取り組む。 また、県・市及びJAで行っている就農支援の周知・PRを行い、市内外問わず若年層や定年退職者など多様な経営体(農業を担う者)の確保・育成を図る。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 水稻・麦の病害虫防除については、農業者の任意でJAに委託することが可能。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

ほ場に面している農道・水路・法面及び畦畔の管理については、近隣ほ場や他の耕作者の営農に支障が出ないよう、原則、当該ほ場を耕作している耕作者にて適切な管理を行う。